

神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第9条に基づく施行細目

(目的)

第1条 この細目は、「神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱」(以下「要綱」という。)の定めるところにより、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 要綱第3条第1項に規定する受水槽水道の設置の届出及び要綱第3条第2項に規定する届出事項の変更の届出は、様式第1号の受水槽水道設置届により行うものとする。

2 要綱第3条第2項に規定する受水槽水道の廃止の届出は、様式第2号の届書により行うものとする。

3 要綱第3条第3項に規定する受水槽水道の休止、再開の届出は様式第3号の届書により行うものとする。

(検査機関)

第3条 要綱第2条第9号に定める検査機関(以下「検査機関」という。)は、要綱第5条第1項及び第2項に規定する検査又は水道法第34条の2第2項に規定する検査を終了したときは、検査の実施状況を様式第4号及び第5号により四半期毎に健康局長あて報告するものとする。ただし、検査の結果、特に衛生上問題があると認められる施設については、設置者等の了解を得たうえ、直ちにこれを保健所長あて報告するものとする。

2 検査機関は、保健所長の行う衛生指導等に協力し、管理状況の定期検査の実施等受水槽水道の維持管理に関する啓発活動に努めるものとする。

(定期検査の内容)

第4条 要綱第5条第3項に規定する別に定める点検項目は、別表に掲げるとおりとする。

(適合証の交付)

第5条 要綱第8条に規定する受水槽水道管理状況適合証は様式第6号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この細目は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細目は、平成16年3月31日から施行する。

(施行期日)

この細目は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細目は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細目は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細目は、令和7年4月1日から施行する。